

(株)コムスンの不正事例に関するこれまでの経緯等について

1 コムスンに対する指導の経緯

- 株式会社コムスンについては、全国の監査等により、5都県8事業所で「不正な手段による指定申請」が行われ、いずれも都道府県の取消処分前に廃止届を提出。
- このうち、平成18年度以降の青森県及び兵庫県の不正行為が「不正又は著しく不当な行為」に該当し、改正介護保険法の規定を適用。
- 平成23年12月までの間、同社の介護サービス事業所について、新規指定及び更新をしてはならない旨、都道府県等に通知。(平成19年6月6日)
 - ※1 青森県の事案は、指定申請書に記載のあった非常勤の訪問介護員について、雇用の実態がないにもかかわらず、訪問介護事業所の指定を受けた。
 - ※2 兵庫県的事案については、訪問介護員3名のうち2名が他の事業所に勤務する職員であるにもかかわらず、訪問介護事業所の指定を受けた。
 - ※3 青森県及び兵庫県の両事案について、訪問介護員が常勤換算で2.5人を必要とする人員基準をすべての月で満たしていなかった。
- 同日(6日)、同社に対し、処分内容を伝達。更新時期までのサービス提供の継続と、来年4月(更新時期)以降の利用者の移行のための事業計画の作成等を指示。
- 同社は、同日夜、従来の事業を別法人である同一資本グループ内の日本シルバーサービス株式会社へ、事業譲渡する方針を公表。
- 厚生労働省としては、翌7日、同社に対して、
 - ① 来年3月までの間はコムスンが責任を持って現行の利用者にサービス提供すること
 - ② 同一資本グループ内の別会社への事業譲渡は、利用者・国民の納得の得られない行為であり、日本シルバーサービスへの譲渡は

凍結すべきこと
などを行政指導。

- 平成19年6月13日、コムスは、
 - ① グッドウィル・グループは、関連会社を含め、すべての介護サービス事業から撤退すること
 - ② 事業譲渡先は、各地域においてグループ外の事業主体とすること
 - ③ 具体的な譲渡先は、各方面と十分調整した上で、出来るだけ早い時期に選定することなど正式な対応方針を示す。

- 平成19年7月31日、コムスンから事業移行計画が提出され、全国計48法人への事業譲渡の方針が示された。
(コムスンの事業譲渡の方針)
 - ① 株式会社コムスンの事業は、
 - ・ 有料老人ホーム・グループホームの入居系サービス 1法人
 - ・ 各都道府県単位の訪問・通所系サービス 47法人計48法人に分割する。
 - ② 48法人の事業譲渡先候補については、(株)コムスンが設置する第三者委員会（弁護士、公認会計士など公正・公平な立場の者で構成）において選定する。

- 平成19年8月1日、公募受付開始

2. 事業移行先の選定経過

- 平成19年8月7日、第1回第三者委員会が開催され、居住系サービスの審査基準が決定された。

- 平成19年8月17日、第2回第三者委員会が開催され、在宅系サービスの審査基準が決定された。

※公募状況

居住系サービス 52件（法人数 同数）
在宅系サービス 675件（法人数252法人）

- 平成19年8月27日、第3回第三者委員会が開催され、居住系サービスの移行先として、介護サービスの供給能力、経営方針、財務基盤、法令遵守等を総合的に点検し、(株)ニチイ学館が選定され、コムスンとしても同委員会の答申を最大限尊重する旨を公表した。
- 平成19年8月28日、コムスン及びニチイ学館が会社分割で契約を締結した旨を公表した。
- 平成19年9月4日の第三者委員会において、在宅系サービス（訪問介護等）の移行先が都道府県ごとに選定され、コムスンとしても同委員会の答申を最大限尊重する旨を公表した。

3. 利用者のサービス確保の徹底

- 厚生労働省内に対策本部の設置及び電話相談窓口の開設。都道府県等にもその開設の要請（6月6日）
- サービスの円滑な移行支援の協力を事業者団体に要請（6月6日）
- 全国介護保険担当者会議を開催し、以下のような事項を自治体に指示（6月12日）。
 - ・ 全利用者に対する説明チラシの配布
 - ・ 全利用者の実態調査
 - ・ 更新到来時までの事業所のサービス提供義務の徹底 など
- 事業移行計画を受け、事業移行までの間のサービス継続についての利用者や家族への説明など、利用者のサービス確保と不安の解消を図るよう、自治体あて要請（7月31日）

- 事業移行計画による公募に対する周知協力の要請（8月1日）
- 第三者委員会による、居住系サービス移行先法人の選定を受け、事業移行までの間のサービス継続についての利用者や家族への説明など、利用者のサービス確保と不安の解消を図るよう、自治体あて要請（8月27日）
- 第三者委員会による、在宅系サービス移行先法人の選定を受け、事業移行までの間のサービス継続についての利用者や家族への説明など、利用者のサービス確保と不安の解消を図るよう、自治体あて要請（9月4日）

4. 再発防止のための対策

- 再発防止のためには、介護サービス事業者の指導の徹底が重要であり、本年4月10日付けの「介護サービス事業者の法令遵守の徹底について」（老健局総務課長・振興課長連名通知）で示したとおり、
 - ① 各介護サービス事業者に対する制度の周知
 - ② 集団指導の計画的な実施
 - ③ 保険者等との連携強化
 - ④ 事業者の自己点検の実施・促進の実施に努め、法令遵守の徹底を図っていただきたい。
- 今後の再発防止策のあり方等を検討するため、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」を設置し、検討を進めているところであり、その結果を踏まえ、適切に対応予定。
(主な検討事項)
 - ① 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方
 - ② 指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置
 - ③ 事業廃止時の利用者へのサービスの確保のために必要な措置

5. 円滑な事業移行に向けて

- 居住系サービスは3法人、在宅系サービスは47法人に分割され、原則として会社分割方式で譲渡されることとなる（非営利法人については、事業譲渡方式もあり得る）。

利用者に対する介護保険サービスが、途切れることがないように、それぞれの会社単位毎に事業移行日と介護保険法上の指定日を合わせたいと考えており、自治体におかれては、コムスン及び譲渡先法人に対する指導をお願いしたい。

また、コムスン及び譲渡先法人の申請の準備状況及び各自治体の審査手続きなどを調整し、事業移行日及び指定日を取りまとめることとしたい。

このため、関係自治体におかれては、指定手続きについて、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

- 地域密着型サービスについては、制度発足後間もないため、市区町村の指定事務がスムーズにいかないおそれがある。このため、都道府県におかれては、市区町村の相談に乗るなど密接な連携を図っていただきたい。
- コムスンの事業所は原則として、譲渡先法人に引き継がれることとなるが、例えば、譲渡先法人の既存事業所とコムスンから引き継いだ事業所が近接している場合など、事業所の再配置があり得ると予想されることから、自治体におかれては、譲渡先法人と調整願いたい。
- この会議の資料及び内容については、都道府県から市区町村に伝達願いたい。